

平成28年第1回今帰仁村議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成28年1月8日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	1月8日 午前10時00分		
	閉 会	1月8日 午前11時24分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	上 原 祐 希	9	山 城 太
	3	與那嶺 透	10	久 田 浩 也
	4	東恩納 寛 政	11	座間味 薫
	5	與 那 勝 治		
	6	吉 田 清 尊		
	7	玉 城 みちよ		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	3	與那嶺 透	5	與 那 勝 治
職務のため議場に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条により説明のため議場に出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	田 場 盛 史
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	仲 村 美 奈 子
	総 務 課 長	小那覇 安 隆	幼 保 連 携 推 進 室 長	宮 里 晃
	企画財政課長	當 山 清 巳		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	与 那 満		
	建設課長	金 城 正 明		
経済課長	島 袋 輝 也			

平成28年第 1 回今帰仁村議会臨時会

議事日程第 1 号

平成28年 1 月 8 日（金曜日）

1. 開 会 午前10時
2. 付議事件及び順序

日程 番号	議案番号	事 件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3	議案第 1 号	平成27年度今帰仁村一般会計第 7 回補正予算について	説明・質疑 討論・採決
4	議案第 2 号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
5	議案第 3 号	工事請負契約について	説明・質疑 討論・採決
6	承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて	説明・質疑 討論・採決

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに平成28年第1回今帰仁村議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。

(開会時刻 午前10時00分)

日程第1. 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 與那嶺 透議員及び5番 與那勝治議員を指名します。

日程第2. 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって会期は、1日間に決定いたしました。

日程第3. 「議案第1号 平成27年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第1号

平成27年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について

上記議案について、別紙のとおり提案し議会の議決を求めます。

平成28年1月8日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

平成27年度今帰仁村一般会計補正予算

平成27年度今帰仁村一般会計補正予算(第7回)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,986万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億5,353万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年1月8日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 寄 附 金		33,586	38,326	71,912
	1 寄 附 金	33,586	38,326	71,912
19 繰 入 金		152,366	21,535	173,901
	1 繰 入 金	152,366	21,535	173,901
歳 入 合 計		5,693,678	59,861	5,753,539

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		79,183	234	79,417
	1 議 会 費	79,183	234	79,417
2 総 務 費		902,273	59,627	961,900
	1 総 務 管 理 費	775,465	59,627	835,092
歳 出 合 計		5,693,678	59,861	5,753,539

3ページ、4ページ、5ページは飛ばしまして。

6ページお願いします。歳入でございます。18款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金、補正額3,832万6,000円。これは1節寄附金、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援寄附金でございます。

7ページお願いします。19款繰入金、1項繰入金、1目繰入金、補正額2,153万5,000円、1節の繰入金、財政調整基金が23万5,000円、今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金が2,130万円でございます。

続きまして8ページお願いします。歳出でございます。1款議会費、1項議会費、1目議会費、補正額23万4,000円でございます。これは18節の備品購入費、議場備品購入費でございます。

9ページお願いします。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、2,130万円の補正増、これは主なものが13節の委託料、ふるさと納税お礼品等取扱業務委託料が2,100万円となっております。続きまして4目財産管理費、補正額3,832万7,000円の補正増となっております。これは25節の積立金でございます。これは今帰仁村うるおいと安らぎのむらづくり応援基金となっております。

以上でございます。よろしくをお願いします。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。歳入歳出一括でお願いします。

質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 8ページお願いします。1款議会費、1項議会費、1目議会費、18節備品購入費、議場備品購入費、卓上アンプ・メモリーレコーダー、これについて詳しい説明を求めます。

次の9ページの1目一般管理費、13節委託料、ふるさと納税お礼品等取扱業務委託、これについても詳しい説明を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

まず8ページの備品購入費は、議場のこの答弁、質疑の内容をこの記録するレコーダーが旧式で古くなっておりましたので、これに対する備品購入でございます。

あと9ページの委託料、ふるさと納税お礼品等取扱業務委託について2,100万円の予算計上しております。これは昨年10月17日から始まっております、このクレジット決済の中で、これに対するお礼品の委託料になっております。これは内容的には、まず業務委託自体は、商工会との委託契約をしております。概略は、この寄附金に対するお礼品のスイカ等の追加とか、農産物またはアグーとか、村の特産品をこの納税者に対する返礼品の委託でございます。委託自体は去年の11月の請求ベースでいいますと、まず全体の寄附金の中で、大体委託費としましては、52%が委託になります。その中にはまず52%の委託がございますけれども、商品代が約30%程度で、それが農家へのスイカ代とか、農産物の代金になっております。この発送費、宅配便の費用までもその中に入っております。ただ、それに伴う商工会の事務手数料ですね。それも入っております。概略は以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時11分)

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 8ページの18節備品購入費ですけれども、今回は音声ということであるわけですが、今後映像、ビデオといいますか。そういう映像をやっていく計画がおりないかどうか、お伺いしたいと思います。

それから9ページの委託料のほうですけれども、先ほど一部ありましたけれども、農産品アグーとかということでありましたけれども、この農産品の具体的な品目、細かくわかればどういふのがあるのかどうか。より多く村民に還元できるという意味では、いろんな種類があったほうがいいのかと思いますけれども、その種類ですね。それについてどのようなものがあるか、お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

まず8ページの議場の備品購入についてのご質疑でしたけれども、映像とかそういうもので発信したらどうかというご提案ですけれども、前にも一般質問等で村長のほうから答弁しておりますように、第一義的には、議会運営のことですので、それを踏まえた対応が適切な対応ではないかと思っております。

もう1点、ふるさと納税の農産品ですね、スイカまたはマンゴーですね。あとはゴーヤーとか等々の詰め合わせとか、そういうものを中心に、あとはアグーですね。あとは黒糖ですね。製造されています黒糖、泡盛等々、村内で農産物での加工品も含めて発信をしているような状況です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 映像のほうは、議会の備品購入ということでもありますけれども、これについて今後、予算の関係もあると思いますけれども、予算の措置とかも考えていただきたいと思っております。

それからふるさと納税のお土産、お礼品ですね。これについてスイカ、マンゴー、ゴーヤー、アグー、

黒糖、泡盛とかということでありますけれども、すばらしい今帰仁村の産物がありますので、それを活用して、より広く呼びかけをしていただきたいと思います。

それで今現在、これから平成27年度おおよそ、どれぐらいの寄附金、現在がいくらで、年度末に大体予想でいいですので、どのぐらい予想しているかについて、お伺いしたいと思います。

それと今後、村長新年のつどいでも呼びかけましたけれども、今後より呼びかけてふるさと納税がもっともっと新年度、多くなるようなそのアピールについて、村長にお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

今、質疑の中にありました申し込みの段階ですね。今申し込みの段階での概算ですね。1億6,800万円程度が申し込みされております。

それからあと、取り下げ等々がございますものですから、その後おおよその月々の月締めになるということがございます。まず今、申し込み自体がそれぐらいですね。

あと、予想というご質疑でございますけれども、このふるさと納税の制度自体が、今度初体験ですので、今後動向を見ながら、また補正とかをしながらどういうふうに動いていくのか。一番、税制との関係で、年度末が急激に上がってきたものですから、今後どういうふうな状況になるのか。それを推移を見ながらの想定になるかと思えます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

ふるさと納税につきましては、先ほど課長からも答弁がありましたように、平成27年10月17日からクレジット決済ではじまったわけではありますが、予想以上というか、非常に全国的に広がりを見せております。その中で今帰仁村の強みというのは、いろんな農産物もあるということと、特産品もある。その中で納税者の状況を見ますと、今帰仁村の自然に対して非常に評価している皆さんが多くて、その中で自然を守ってほしいというのが一番なんです。ほぼ7割ぐらい。そういう意味では、今帰仁村のその豊かな自然を守りながら発展させていくということになると思えますけれども、その中で一番の売りは返礼品がすばらしいということでもありますので、それについても新しい特産品の開発もこれは必要だと思っております。

そして一番大事なのは、4月あとから、いろいろ返礼品を送る中で特に農産物、スイカとかマンゴー、その他について、やはりいい品物を出すということなんです。やはり非常に期待をして、ふるさと納税をして、今帰仁村のおいしいスイカとかマンゴーとかいろんなものを食べたいということがありますが、そこをしっかりと捉えて、やはりいい品物を送って、納税者が満足いくようなことができれば、これからは私はどんどん広がっていくというふうに思っております。

もうひとつは、法人のふるさと納税も4月1日から始まると聞いておりますので、その件についても、村長としては力を入れていきたいと、このように考えています。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの6番 吉田清尊議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。

6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 はい。ふるさと納税が相当伸びていくというのは予想されますけれども、先ほど次の質問でということが残っていたんですけども、この企業ですね。法人に対してのふるさと納税が始まるわけですけども、このほうは、1件あたりの金額がとても大きくなるような予想をしております。そういう意味で、ぜひ待ちではなくて、今後いろんなところに出かける際、あるいはそのために出張をして、トップセールスで、村長以下副村長、教育長、各課長の皆さんがそのような法人に対してのこの呼びかけ、それをやっていくに当たって、改めて村長にお伺いします。

それから先ほど、返礼品の品物について説明がありましたけれども、今帰仁村には先ほどありました以外に、例えばドラゴンフルーツとか、ミカンとか、あるいは海産物としてモズク、そういうのがまた他にもいろいろと考えられると思います。新しいまた魅力のあるものを発信して、少量、少ない種類よりは、より幅広い品物があるとよりふるさと納税される方々が魅力を感じていくと思います。そういう研究をし、あるいは情報を収集し、あるいはまた農家、漁業者等々と協議をしてやっていく、あるいはまたお菓子など、すばらしい今帰仁村のお菓子がほかにもあります。そういうことで、そのあたりの新しい品物を発掘、それからこれを取り入れていくお考えについて、そこのほうを含めて、村長のご見解をお伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えいたします。

ふるさと納税が非常に伸びているというのは、税制的な措置もあって、非常に返礼品を含めて、納税する皆さんに非常に特典があるということなんです。これ法人についてもそうだと思います。ただ法人については、まだ具体的に国会、通過しておりませんので、具体的なことははっきりしていないところもあるわけですが、それにつきましては、やはり企業にどうするかとか。今の個人というか、一般の人にどうするかというのは、やはり検討委員会といいますか。そういう感じで検討する必要があるんじゃないかと。これはまだ庁舎内でもそういう話はしておりませんが、いろんな方法があると思いますので、検討委員会を立ち上げる必要があるのではないかと、今のところ考えております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時23分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時23分)

ほかに質疑ありませんか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 9ページですね。

さっき同僚議員からも質疑ありましたけれども、確認しながら質疑していきたいと思います。

一般管理費の13節委託料、ふるさと納税返礼品等ですね。この業者は今、一本化というか、商工会だけをお願いしているのかですね。別にいろいろと事業をやっているところもありますので、直接また業者に今後あるのか。今見えませんので。説明では商工会にとりましたので、いろんな事業所ありますので、直接事業者からも送ることができますので、今後どうするのか。

それと今村長がいい答弁をしました。観光等、農業を中心にしての村づくりということで、まさに今から伸びてくるものだと思っています。このお礼に、今帰仁村を売るチケットもいいんじゃないかと思っていますね。商品だけではなくして、今帰仁村の自然を見てもらう。お返しとしてですね。我々がどんなにして説明しても、見てもらうことが大事だと思いますので、こっちは今帰仁村に来てもらうチケットを送る

のも、私はいい手だと思っております。また余計、今帰仁村の魅力もみんなで共有しながら、できると思っていますので、今後は加工品、または加工しない農産物もいっぱいございますので、そういう方法でもお礼はできると思っています。

それに観光を売るお礼もやるべきだと思っています。今観光協会ももう設立して3年目で、アンバサダー云々で今帰仁村をピーアールするということで今、やっておりますので、ぜひ今年からは今帰仁村のよさをまた、今帰仁村のハートのよさも売り物にできると思っていますので、そういう点について、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時26分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時26分)

與那嶺幸人村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質疑にお答えしたいと思います。

今、商工会に一括して委託をしておりますが、契約の中で一部再委託ができるようになっております。それは先ほど質疑がありました今帰仁村に来てもらうと。ホテルとか、ゴルフとかいうふうなひとつの提案をして来てもらうということを今考えて、これは観光協会に再委託、一部をやるということを今考えております。そしてスイカはスイカの組合がありますよね。マンゴーについても、マンゴー農家の協議会からも要望がありまして、今検討しているところでありますので、やはりどっちが一番いいのかというのは、しっかりと検討をして農家の希望、生産者の希望も取り入れながらやっていきたいと思っております。以上です。

ホテルについては、もうすごい話がありまして、好評であります。それをもっと広げていくということをお観光協会にもっと頑張ってもらいたいということで、担当には指示をしているところであります。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 そういう形で取り組むべきだと思っています。商工会だけに丸投げではなくて、各生産組合ございますので、いろいろとさっき言ったマンゴー部会、スイカ部会といろいろとありますので、そのメンバーとも協議をしながらやったほうが私は幅広く今帰仁村のピーアールできると思っています。特にまた今、村長の先ほどの答弁でも今帰仁村の景色が売り物ということでありますので、私もやんばるは自然を売り物にして今から伸びていく地域だと思っていますので、ぜひ今帰仁村を中心にしながら、またやんばるのよさもピーアールやるべきだと思っていますので、そういうふうに取り組んでもらいたいと思います。というのは、生産農家が「私たちのものも売りたいけど」ということがあるんです。お礼にということでありますので、1カ所ではなくして、加工品もいっぱいありますので、月桃とか、いろいろハイビスカスもありますので、そういう形で、また送るときは1種類ではなくて、セットでできたらと思います。1品を送るのではなくて、組み合わせるということができれば、また同じ場所にいくつも今帰仁村の商品をピーアールできると思いますので、今後の取り組みをもしお考えがまだまとまっていないかもしれないけど、あるようでしたら答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 小那覇安隆総務課長。

○ 総務課長 小那覇安隆君 ただいまのご質疑について、ご説明いたします。

議員のほうからも、今後のご提案といえますか。それもありましたけれども、村でもいろいろと商品の特産品は実は70点余りあるんですよ、その詰め合わせとか、提案のありましたハイビスカスとか、そういう商品もございます。また、それは漏れのないように、そういうものも村長の答弁にもありましたように検討していくべきだと思います。

工芸品とか、いろんなレパトリーといえますか、そういうのは結構、たくさんありますので、その辺は対応しているような状況です。今後ともご提案のあったその方法論なり、種類の選択なりは検討していくことは重要ではないかと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第1号 平成27年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」を採決いたします。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第1号 平成27年度今帰仁村一般会計第7回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 「議案第2号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第2号

工事請負契約について

災害に強い栽培施設整備事業 今帰仁第五地区 I工区について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| 1. 契約の目的 | 災害に強い栽培施設整備事業 今帰仁第五地区 I工区 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約の金額 | ¥57,024,000 |
| 4. 契約の相手方 | 中城村字南浜202番地4
株式会社 三和アグリテクノ |

平成28年1月8日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

災害に強い栽培施設整備事業 今帰仁第五地区 I工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため、この議案を提出します。

次ページに、工事請負契約書を添付してございますので、お目通しをお願いしたいと思います。以上でございます。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第2号 工事請負契約について、質疑いたします。

契約の金額が5,702万4,000円云々で、株式会社三和ということでありますけれども、この今帰仁第五地区はどこの字なのか、地区。それとこれはハウスと思いますけれども、何名がこれ適用なのかですね。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、ご説明いたします。

まず地区についてでございますけれども、仲尾次、崎山、上運天地内ということになっております。あと農家につきましては、第I工区につきましては、5農家です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第2号 工事請負契約について、議案第3号もかかわりがあるんですけども、これ中城村の株式会社三和アグリテクノということでございますけれども、これについて指名業者ですね。村内の指名業者であったのかどうか。お伺いします。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 6番吉田議員の質疑について、お答えします。

村内の指名業者があったかということでございますけれども、村内の業者はございません。ハウス等の設備の専門の業者に行っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 村内の業者はなかったということでありますけれども、これは例えばJVとか、あるいは村内業者がこれを施工することが難しいのかですね。またJVとかで、共同企業体でできる方法がなかったのかどうか。お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について、説明します。

本工事の指名につきましては、村、那覇市から初め、中南部の業者が中心なんですけど、8業者を指名しております。JVとかということでございますけれども、受益農家の負担金を出していただきましての事業でございますので、農家さんの意向とか、仕様等含めて。仕様等につきましては、野菜、花卉、果樹、産地協議会のほうで仕様等をこのような仕様でということで決めまして、行っているのが実情です。そういうことで、農家の受益者の皆さんの意向を酌んで、業者の選定をしたところでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありませんか。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第2号、災害に強い整備事業といいますけれども、なぜ今帰仁村は業者と村が恐らく80%か70%ぐらい出していると思うんです。パーセントとして。事業するためにですね。そうであれば、村の意向を聞くのが先ではないかと。そして今帰仁村の業者にさせるのが。

前にも言ったんですけども、これは今帰仁村の業者でできると思うんですよ。

村が予算をくれるわけでしょう、パーセント補助するわけでしょう。農家だけの意見を聞くというのは、ちょっとおかしいじゃないですか。村内でできるんだから、村の業者にお任せしますというのが、筋じゃないかと思います。それに対して答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時40分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時40分)

島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 8番與那嶺議員の質疑について、説明いたします。

災害に強い整備事業でございますけれども、その事業につきましては、国と県の補助金が入りまして、あと地元の負担金につきましては、先ほども申し上げたように受益者の農家の皆さんの負担、20%プラス消費税を含んだ金額が地元負担として、農家から負担金として徴収しまして行っている事業であります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 農家から20%補助をもらう。そしてあとは国と県と。村は出すわけじゃない。であれば、村が工事を委託するんだから、やはり農家というより、地元の建設業協会もやはりできるんだから、地元を優先的にやるべき仕事ではないかと思うんですよ。課長、工事というのは。これはほとんどの工事は三和がとって、下請けは地元は1カ所ですよ。ほとんど中南部の方々で行っているわけですね。1個人でもやっている人もいますけれども。本当なら、地元で入札権をあげるべきではないかという。私の考えです。

これ建設業協会は何も言わないんですか。やはり地元優先にさせないと、できないと思いますよ。今からずっと続くわけでしょう。こういう補助は。じゃあずっとこのハウス関係の方々に持っていくんですか。財政がなければ、地元の業者にさせれば、これだけ今帰仁村は潤うわけですよ。

ずっと前も私はやりましたけど、今後もずっとこうやって、中部の業者とか、本土の他の業者に持っていくんですか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 ただいまの質疑について、説明します。

今後も村外業者は指名入れなくて、そのままいくのかということでございますけれども、今後につきましては、今後というか、平成29年度までその事業はあります。予定されております。その中でそれぞれの受益農家のご意見も拝聴しながら、指名入れるか。専門業者にやったほうがいいのかというものを尊重しながら進めていきたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 経済課長、今後じゃなくて、入れると言ってくださいよ。地元の業者も、次からは。「検討します」ではなくて、「入れる」という。地元の業者もできるんですよ、これ。

国の予算だからではなくて、やはり地元の業者はあるんだから、地元の業者にさせるのが常識だと思いますよ。そうじゃないですか。それに対するの答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 與那嶺好和議員の質疑にお答えいたします。

地元業者を使用してはどうかという話ですけども、今地元の建設業協会からもこのハウスについて、やりたいというような要望はまだありません。それとこのハウスについては、工場製作、工場で製作したものをここに持ってきて組み立てるだけなんです。地元業者はそういう工場も持っていないし、施工するについても、施工はできないことはないと思っておりますけれども、このこういう施工に精通した業者にさせたほうが安くでき上がるし、いいものができるんじゃないかということで、工場を持っている業者を指名してさせている状況でございます。今後、地元からこういう自分たちもできるんだというような話があれば、それは検討していきたいと思っております。指名にも入れていけると思っておりますので、その辺があれば指名についても検討してまいります。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ただいまの8番 與那嶺好和議員の質疑は既に3回に達しましたが、会議規則第55条ただし書きの規定により、特に発言を認めます。8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 今、副村長が言ったとおり、前までは今帰仁村が、村の建設業協会がやっていたんですよ。「できない」ではないですよ、「できる」んですよ。つくって、こっちで組み立てるのは、一番簡単な仕事。整地までしてですね。できるんですよ、今帰仁村の業者は。できないじゃないですよ。

今、1カ所は今帰仁村の業者ですよ。今帰仁村で三和のものを、組み立てやっっているのは、今帰仁村の業者はできるんですよ。このぐらいのことは、だれがでもできますよ。農家が、農家だってできます、これは。

一括でやって、下請けするのは地元の業者なんですよ。わからなかったら、わからなかったでいいんですけども。前々までは今帰仁村の業者がやっていたんですよ。それに対するの答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時49分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前10時49分)

大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 それとこのハウスというものは、下請けはできると思っております。工場製作、製品をつくって組み立てをする。工場で作ったものを持ってきて、組み立てですので、これはできると思っております。ただこの工事金額の割合からいきますと、8割、9割は工場製作、製品なんですよ。下請けする

のは、もう労務提供だけ。ということになりますので、村の業者としてもあまりメリットはないのかなと思いますけれども、現在でも下請けとしては、今やっておりますので、工場でつくったものを持ってきて、地元業者が下請けするのは別にかまいません。けど、あまりメリットはないのかなと思っておりますので、工場でつくったノウハウを持っている臨機応変に加工もできる業者のほうがいいということで、農家からも推薦されておりますので、そのように指名していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○ 議長 東恩納寛政君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時50分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時51分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第2号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第2号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 「議案第3号 工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

議案第3号

工事請負契約について

災害に強い栽培施設整備事業 今帰仁第五地区 II工区について、次のように工事請負契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 災害に強い栽培施設整備事業 今帰仁第五地区 II工区 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約の金額 | ¥69,552,000 |
| 4. 契約の相手方 | 中城村字南浜202番地4
株式会社 三和アグリテクノ
代表取締役 高山 健太郎 |

平成28年1月8日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

提案理由

災害に強い栽培施設整備事業 今帰仁第五地区 II工区の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるため、この議案を提出します。

次ページに、工事請負契約書を添付してございますので、お目通しをお願いしたいと思っております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番與那嶺好和議員。

○ 8番 與那嶺好和君 議案第3号について、お伺いします。

下請けでもうけはないだろうというけれども、副村長、自分のお家の前に今帰仁村が下請けでやっているところがあるんです、今現在。今、現につくっていますよ。今帰仁村の業者が。もうけがあるからやるんですよ、下請けも。儲けがなければやらないですよ。だから元請であれば、余計にもうけあるんですよ。今帰仁村は。業者がやればですね。それだけです。1点だけ。

先ほど副村長が言ったとおり、私は今帰仁村の業者にさせなさいというのは、実績もあるし、もうけもあるから。またそしたら税金は今帰仁村に落ちるから。そういう考えで言っているわけですよ。建設業協会から申し入れがないというけど、やりたくてうずうずしているんですよ。とりあえずやろうということで、工場直接だからという考えを持っているかもしれないですけども。これは地元の業者に投げて、建設業協会に投げてやるべき問題ではないかという考えで質疑しています。もうけがないないと言いますが、もうけはありますよ。下請けに行ってももうけがあるぐらいだから。現に向こうと契約をして、今帰仁業者が、一社いるんですよ。

そういう考えで、地元の業者にさせたらどうかという考えなんですよ。それに対してどういうふうに思いますか。

○ 議長 東恩納寛政君 大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君 與那嶺好和議員の質疑にお答えいたします。

確かに地元業者に発注したらどうかという話はあるかと思えます。だけど今、私が副村長に来てまだ、地元業者に発注したことはないんです、これは。ずっとこの工場を持った専門業者に発注している状況であります。建設業協会からもこのハウスについて、自分たちもさせてくれというような要望とかも、まだありませんので、今後その辺を含めて協議をしながら、それと農家の意向も酌みながら検討させていただきたいと思えます。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑ありますか。1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 議案第3号 工事請負契約について、契約目的、災害に強い栽培施設整備事業の第五地区の第II工区ということでありましてけれども、第I工区と一緒に同じ字なのか。また字がちょっと

違うのか。それと何名なのか。さっきみたいに聞きますけれども、答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 1番與儀議員の質疑について、お答えします。

まず同じ字なのかということでございますけれども、同じ字の地域ですね。同じ地域もございます。あと崎山が同じ字ですね。崎山、仲尾次、あとそれに加えて諸志地区が第Ⅱ地区に入っております。その分け方につきましては、販売の任意組合の関係で、その地区の割り振りはやっているところでございます。以上です。

農家の数につきましては、4農家です。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 1番與儀常次議員。

○ 1番 與儀常次君 工区、地区みても大体、西地区云々がありますけれども、東地区からは農家からとかは、要望とかはございますか。もしあるものだと思いますので、土地改良整備やられて西地区は工事がやりやすい地区だと認識していますけれども、東地区はまだ土地改良もあまり進んでいなくて、未整備地区があつて、申し込みやりにくい地区でありますけれども、東地区からも要望がございませうか。答弁を求めます。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 東地区からも要望がございませうかということでございますけれども、この事業は、平成26年度からスタートをしまして、平成29年度まで。あと平成29年度に次年度以降の事業の検討はございます。まだ国と県の詰めができていなくて、その辺の取りまとめのものはあるかどうかということがございまして、継続あるかどうか含めまして、取りまとめをこれからということでございます。

あとにつきましては、東地区からあるかということでございますけれども、東部の野菜組合が平成26年度に4戸、ゴーヤーハウスをつくっております。あと平成28年度に東部野菜組合が15戸、予定ということになっております。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 ほかに質疑はありませんか。6番吉田清尊議員。

○ 6番 吉田清尊君 議案第3号 工事請負契約について、お伺いします。

災害に強い栽培施設整備事業 今帰仁第五地区 Ⅱ工区ということでありますけれども、これの作物ですね。作物は何であるか、お伺いしたいと思います。

それとこの先ほども質疑しましたけれども、この村内の業者ですね。私も役場のほうにいたときに、村内の業者がみんな請けていました。それでこれは建設業協会のほうは、これまでずっと続けてやって、工事をやってきていましたけれども、それについて村の建設業協会、あるいは業者等からの要望があつた場合には、入札、競争入札の指名に入れていくお考えがあるかどうか。その節にはぜひですね。農家と合意を得て、きちんと話をして、きちんと工事もできるような形で、工事のミスがないように。そういう形でやっていく必要がありますけれども、これまで私が経験した中では、そういうことで工事に対する苦情とかもなかったと記憶をしておりますけれども、それについて、今後村内業者を入札に入れていくお考えがあるか、お伺いしたいと思います。

○ 議長 東恩納寛政君 島袋輝也経済課長。

○ 経済課長 島袋輝也君 6番吉田議員の質疑について、説明いたします。

初めに作物は何かということですが、ゴーヤーでございます。あとは指名についてでございますが、この事業につきまして、以前には確かに議員が指摘のとおり、村内業者も入っておいりましたということは聞いております。その後、受益農家の意見等がございまして、現在の指名という形に変わってきたというふうに聞いております。今後につきましては、先ほど8番議員の質疑に対して、副村長が答弁したとおりでございます。以上です。

○ 議長 東恩納寛政君 暫時休憩します。 (休憩時刻 午前11時07分)

○ 議長 東恩納寛政君 再開します。 (再開時刻 午前11時18分)

ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第3号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第3号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6. 「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大城清紀副村長。

○ 副村長 大城清紀君

承認第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めます。

平成28年1月8日提出

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないため、次のとおり専決処分する。

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例の一部改正

平成28年度与党税制改正大綱において、一部の手続きにおける個人番号の利用の取扱いを見直す方針が示されたことを踏まえ、総務省自治税務局課長連名（総税企第117号、総税都79号、総税市第94号、総税固89号）により、地方税分野における個人番号利用手続の一部見直しが通知されたことに伴い、今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）の一部を改正する必要があるが、同条例の改正について議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成27年12月28日

今帰仁村長 與那嶺 幸 人

（今帰仁村税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

今帰仁村税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち今帰仁村税条例第51条第2項第1号の改正規定中「又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号」を「及び住所又は居所（法人にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び法人番号）」に改める。

第1条のうち今帰仁村税条例第139条の3第2項第1号の改正規定中「個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）又は」を削り、「法人番号」の次に「（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「個人番号又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

次ページ以降、新旧対照表が添付されておりますので、よろしく申し上げます。

○ 議長 東恩納寛政君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 東恩納寛政君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長 東恩納寛政君 「討論なし」と認めます。

これから「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」を採決いたします。
お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって「承認第1号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認することに決定しました。
次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りします。

本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第45条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 東恩納寛政君 「異議なし」と認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回今帰仁村議会臨時会を閉会します。

(閉会時刻 午前11時24分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 東恩納 寛 政

署名議員 與那嶺 透

署名議員 與 那 勝 治